

件名	愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項 警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条、別表第2、別表第3

【改正の概要】

危機的状況にある治安を回復するための体制及び大規模テロ対策のための体制を確立するため、警察法施行令別表第2により定められている地方警察職員たる警察官の都道府県ごとの定員の基準が改正され、愛媛県における地方警察職員たる警察官の定員の基準が10人増員されることに伴うもの

警察庁が平成19年度予算で要求していた地方警察官の増員が全国で3,000人認められ、本県においては、10人が予算措置されることになった。

区分	警察官					警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補及び巡査部長	巡査	計		
16年度 (増減)	97人	199人 (+1人)	1,331人 (+12人)	697人 (+7人)	2,324人 (+20人)	430人 (5人)	2,754人 (+15人)
17年度 (増減)	98人 (+1人)	200人 (+1人)	1,350人 (+19人)	706人 (+9人)	2,354人 (+30人)	425人 (5人)	2,779人 (+25人)
18年度 (増減)	99人 (+1人)	202人 (+2人)	1,368人 (+18人)	715人 (+9人)	2,384人 (+30人)	423人 (2人)	2,807人 (+28人)
19年度 (増減)	99人	202人	1,374人 (+6人)	719人 (+4人)	2,394人 (+10人)	417人 (6人)	2,811人 (+4人)
20年度以降 (増減)	99人	202人	1,374人	719人	2,394人	415人 (2人)	2,809人 (2人)

警察官以外の職員の定数は、第2条において415人（20年度以降）と規定されているが、別途一部改正条例の附則（平成15年条例第36号）により、上記のとおり段階的に減少するよう規定されている。

施行日 平成19年4月1日

【その他参考事項】

10人増加の内訳

街頭犯罪のまんえん防止	大規模テロ対策
5	5

四国4県の警察官（政令定数）の状況

県名	増員前	増員数	増員後	増員後警察官1人当たり負担人口
徳島県	1,492	0	1,492	547
香川県	1,785	10	1,795	572
愛媛県	2,348	10	2,358	631
高知県	1,550	0	1,550	516

人口は平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口